

1 日 時 令和6年7月3日（水）13時30分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 地下S会議室で開催

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学 看護学科准教授)
特別委員	門田 峰典	(北見工業大学 工学部社会環境系助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	佐藤 隆行
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	水嶋 紀文
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	田中 宏治
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	宮田 允
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	杉立 公輔
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	高嶋 宏明
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	宮本 麻鈴

4 傍聴者 0名

5 審議事項

- (1) サツドラ小清水町店（小清水町）の法第5条第1項（新設）の届出について
- (2) ツルハドラッグ釧路豊川店（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

- (1) サツドラ小清水町店（小清水町）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 店舗周辺について

- ・ 出入口②に面している道路の見通しが悪いので前方注意の看板が必要ではないか。

各出入口に一旦停止と学童注意の看板を設置してドライバーへ注意喚起を行い、オープン時など混雑が予想される日は交通整員を配置して円滑な交通誘導と安全対策に努める。

- ・ 店舗南側の植樹帯に雪を堆積すると見通しが悪いと思うので注意が必要ではないか。

小清水町役場によると、本緑地帯は、従前から降雪時の堆積場としての利用はないが引き続き安全確保の観点から、本敷地を堆積場として使用しないよう、除雪事業者に対して指導していく。

○ 駐車場出入口の入出庫経路について

- ・ 補足資料で出入口①は右折入庫、左折出庫の記載があるが、右折出庫、左折入庫はできないのか。

前回の補足資料の記載ミスで、右左折での入出庫は可能。警察から指摘事項無し。

○ 調剤薬局及び近隣の病院からの移動経路について

- ・ 届出店舗の店内に調剤薬局を設けるのか。また、歩行者等が病院からサツドラに安全に向かうことができる横断歩道はあるのか。

同店に調剤薬局は設けない。また、近隣病院から同店までの経路には従前から横断歩道が設置されている。

○ 出入口②の隣の道路について

- ・ 出入口②の隣にある搬入車両の出入口と店舗北側の役場駐車場をつなぐ道路の扱いはどうするのか。

本道路は、小清水町役場の公用車及び職員専用駐車場への経路であることから、一般車両の通行を制限する。

- ・ 搬入車両の出入口がある道路を一般車両進入禁止にする理由はなにか。

本道路は小清水町役場の公用車及び職員専用駐車場へアクセスする関係者用の通路であり、サツドラ小清水町店は搬入車両の出入口のみとして使用。

一般利用者向けの注意喚起策としては、小清水町と協議のうえ、「一般車両は通り抜けできません」の看板を設置する。

また、オープン時や繁忙期には出入口②付近に誘導員を配置し、本通路への誤進入防止に努める。

さらに開業後、本通路の利用状況を注視し、一般利用者の誤進入が頻発するようであれば、看板の追加等、ドライバーからの視認性向上などの観点で対応を検討する。

イ 質疑・確認

(A 委員)

一般車両通行不可の道路に車両止めの設置予定はあるのか。

(事務局)

設置予定はないと聞いている。

(A 委員)

役場の公用車は使用するのか。

(事務局)

使用を予定しているとのこと。

(A 委員)

職員が通勤する際は使用できるのか。

(事務局)

通勤車の利用も不可で、公用車のみしか利用できないようにするとのこと。

(B 委員)

看板に公用車専用通路のため一般車両通り抜けできませんというような表示にするとわかりやすくてよいのではいか。

(事務局)

設置者及び役場に伝える。

(A 委員)

災害が起きた際は一般車両も利用できるのか。

(事務局)

現状、役場でそのような検討をしていないと聞いている。

(A 委員)

災害時の利用方法について検討願う。

(事務局)

隣接する小清水町役場は防災拠点の機能をもった建物として新築した。また、サツドラとも防災協定を結んでいるので、災害時の道路の利用方法については今後検討されると思われる。

(C 委員)

この道路は、役場公用車以外にもサツドラの搬入車両と廃棄物運搬車両も利用されるが、車両毎に利用する時間帯を分けているのか。

(事務局)

役場とサツドラで協議していると聞いている。

(C 委員)

この道路を一般車両が利用できないのは、道路を抜けた先が役場公用車の駐車場のためと聞いたが、サツドラの搬入車両と廃棄物運搬車両も利用する場合、市民が利用できないという理解が難しいのではないかと思う。

(A 委員)

この道路の土地はどちらが所有しているのか。

(事務局)

届出店舗の土地は全て役場が所有者であり、サツドラは土地を借りて利用している。そのためこの通路も役場が管理している。また、搬入搬出、廃棄等の車両は出入口②から出入りさせるという考え方もあったが、これらの車両と利用客との事故の危険性も考えられたため、公用車専用通路を利用させてもらうという整理になったと聞いている。

(C 委員)

この道路の西側の土地は今後利用する予定はあるのか。

(事務局)

現時点で原野になっており、開発の予定は今のところ何もないとのこと。今は工事のためのプレハブ等を設置している。

(部会長)

それでは、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(部会長)

ただいまの答申案で何か質問等はいかがか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、答申案はこの内容で知事あて答申することとする。
なお、議論にあった道路の利用実態についてオープンした後、確認願う。

(2) ツルハドラッグ釧路豊川店(釧路市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 出入口①について

- ・ 道道 113 号に面している出入口は交通状況を鑑みると 1 箇所で大丈夫なのか。当初 2 箇所を計画していたが店舗開店スケジュールの都合で 1 箇所とあり、安全性や利便性の観点から改めて検討する必要があるのではないか。

当初の計画では、出入口 4 箇所を計画(道道 113 号線に 2 箇所)していたが、釧路建設管理部事業室と協議をした際は、現在、休止バス路線であるものの、道道 113 号線にはバスベイが設けられていることから、道道に出入口を 2 箇所設置する場合は、その必要性をまとめ、改めて道路工事施工承認申請を行うよう依頼があったところ。

その後の北海道警察本部との協議において、バスベイは安全確保のために整備されてもので、将来的にバス路線の計画が浮上した際には利用することとなるため、バスベイ内の来店車両の出入りは原則認めないとの指導があり、道道 113 号線沿いの出入口を 1 箇所としたところ。

北海道警察本部との協議にあるとおり、今後、道路整備に伴ってバスベイが撤去されたときには、道道沿いに出入口を 2 つ設けることも含め、出入口をどのように設置するかを釧路建設管理部と協議する。

安全面については、交通量調査から出入口①の車両の利用間隔は一定程度あるものと考えており、道道側の出入口を 1 つとしても、歩行者の安全やスムーズな車両の通行に大きな支障は出ないと認識。また、当該店舗の開店時刻は 9:00 として、一般的な登校時間帯からずらすとともに、出入口①が混雑した際に備え、出入口②の P サインが視界に入るように設置することで、出入口②への誘導を行い、出入口①で混雑が起らないように運営する。

○ 除排雪について

- ・ 荷さばき車両が作業可能となる時間は午前 6 時とあるが、その時間に間に合わせるよう夜間に除雪を行うのか。住宅地への出店なので騒音には考慮をすべきではないか。

除雪は、通常 8 時ごろに開始し、9 時の開店までに終了予定で、また除排雪が入る日は、朝の搬入時間を遅らせる。

○ 開発行為について

- ・ 釧路市都市計画課との協議の中で、解体者と設置者が同一の場合開発行為に該当するが、別々の場合は開発行為に当たらないということか。

主に建築物等の建設を目的とした土地の区画形質の変更を開発行為としているため、ツルハドラッグ釧路豊川店のケースのように、土地売却を目的に、地権者が土地の区画形質の変更を行う場合は、開発行為にあたらない。

今回ケースでは、ツルハドラッグが解体に伴って土地の区画形質の変更を行った上で店舗を建築した際には、建築物の建設を目的とした土地の区画形質の変更と見なされることからその場合は開発行為となる。

○ 搬入車両の出入口について

- ・ 搬入車両が出入りする出入口③の面している道路は砂利道で歩道も整備されておらず、また幅員も 8m と狭い道路のため、自転車や徒歩での来店者の安全配慮をすべき。

商品の搬入については、定期便での搬入を開店前に終了させ、営業時間内の搬入は不定期の宅配業者となるが、通知を出すなどして運送業者への交通安全意識の啓蒙を行っている。

冬季においては、出入口③付近の除排雪をこまめに行い、ドライバーの視界確保やスムーズな車両の往来が可能となる運営する。

○ 駐車場看板やサインについて

- ・ 各種行政機関との協議で安全対策として駐車場内へのサインや看板を設置するとあるが、どのような標記でどこに設置するのか。

釧路警察署及び北海道警察本部から指導のあった出入口①の左折出庫誘導サインと一時停止サインについては、届出書の施設配置図 (2-4) の出入口①に設置する。

尚、出入口②及び出入口③についても、交通安全に配慮し、施設配置図のとおり、一時停止サインを設置する。

また、周辺には、小学校や中学校があり、道道 113 号線は通学路となっていることから、「通学路学童注意」、「一時停止」の自立型の看板を設置します。

なお、出入口①が混雑していた場合や学童の安全を図るため、出入口②及び③においても設置します。

○ 駐車場出入口の点字ブロックについて

- ・ 出入口①に面している歩道に点字ブロックが設置されているが、開店日前には点字ブロックの整備はされるのか。それとも点字ブロックを踏みつけて車が入り出すのか。

道道 113 号線を管理する北海道釧路建設管理部に確認したところ、商業施設等の出入口に設置される点字ブロックに特段の措置を講じることは法令やガイドラインで定められていないとのこと。

ただ、点字ブロック上を車輛が通行することから、摩耗や破損が発生していないか、日々確認を行い、摩耗や破損が認められた際は速やかに北海道釧路建設管理部に対応を求める。

- 荷さばき車両のルートについて
 - ・ ツルハドラッグ釧路豊川店に調剤薬局は設けられるか。

調剤薬局は設ける予定だが、薬剤師の人材確保が困難となっていることから、人員を確保できない場合は設置を見合わせる。

なお、当店の周辺には、調剤薬局が既に立地しているが、調剤薬局を設置すると、高齢の来店客の利用が多くなることが見込まれますので、運転者への一時停止の注意喚起や冬季における出入口のこまめな除排雪など、高齢者の方の安全確保に取り組む。

イ 市町村からの意見

釧路市から提出された廃棄物に係る事項に係る2点について。

- 一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別の徹底、排出抑止とリサイクルに努めること
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第二項により適切に対応する。
- 業務の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかの確認の徹底
 - ・ 同法第十二条第七項により適切に対応する

ウ 質疑・確認

(C 委員)

除排雪に係る確認事項の回答で、通常8時ごろに開始し、9時の開店までに終了予定と説明があったが届出書では開店時間を午前7時となっており、説明と矛盾しているのではないか。

(事務局)

開店は9時を想定しているが、イベント等を行う際に開店時刻を繰り上げる可能性もあるため余裕を持たせた申請にしている。

(C 委員)

以前から審議会で問題になる実態に即していない届出で、回答と届出書の記載に齟齬がでてよいのか疑問に思った。

また、開発行為の件は、釧路市は盛土、切土が30cm以上になる行為に対して申請が必要となるが、先の回答だと誰が区画形質を変更するかで開発行為に当たるか当たらないかが判断されるような回答となっており、違うような気がする。

(事務局)

今回は地権者が売却目的で形質の変更をしたため開発行為に当たらないと聞いている。

(C 委員)

点字ブロックは道の建設管理部が管理しているため事業者は対応できないということか。

(事務局)

点字ブロックが破損、摩耗した場合、原因を作った人が修繕することとなっている。

(C 委員)

大規模小売店舗立地法の範囲外になると思うが、点字ブロックは視覚障害者が安全に歩行できるようにするために設置されており、そこに駐車場出入口が設置されるのは大丈夫なのか。設置している建設管理部で対応するか、それともどこが考える必要があるのか疑問。

(D 委員)

現状設置されているのは線状ブロックだと思う。駐車場出入口が設置されるのであれば、警告を示す点状ブロックに変更する責任が道路管理者にはあるのではないか。もしくは事業者が道から変更する

よう指導する必要があるのではないか。

(事務局)

建設管理部によると点字ブロックに係る指針やガイドラインはあるが、このようなケースの対応について定められていないとの回答であった。

(D 委員)

定められていないから既設ブロックのまま変更しないという回答について、審議会で考慮すべきと意見が上がったと伝えてもらいたい。審議会は店舗の利用者だけではなく、周辺の歩道を利用する方も考慮すべきだと考えている。指針がないから何もしないなら、なぜ点字ブロックを設置したのか理由を伺いたい。

(事務局)

審議会での議論は建設管理部に共有する。

(部会長)

審議会での委員の視点は利用者並びに歩行者の安全確保を担保したいという趣旨だということを伝えていただきたい。

(C 委員)

例えば、ツルハ側が費用負担して点状ブロックを設置すると申し出があった場合はどうなるのか。

(事務局)

その場合は、釧路建設管理部と協議して許可が得られればできると思う。

(C 委員)

行政の回答なので仕方ないのか。

(A 委員)

店舗への駐車場出入口①ができたことで、点字ブロックの上を車が横断することになるが、元々、この歩道に隣接していた住宅地及びバスベイがあるため連続した線状ブロックが取り付けられていたのではないかと思う。ガイドライン上では変更する必要がないということだが、しかし、点字ブロックを利用する人の視点に立つと果たして線状ブロックが連続している現状のままで安全上問題がないのか、事業者、道路管理者に再考いただきたい。審議会は、店舗ができたことによる周辺の安全確保を重点に置きながら審議してきたのでここは重要なポイントだと思う。前向きに検討をお願いしたい。

(C 委員)

協議した上で、やる必要がないとの回答の際は、また議論させていただくことを申し添える。

(E 委員)

法律に抵触しているわけではないが、調剤薬局に係る確認事項の回答について、利用する高齢者への優先駐車マスの設置などの個別具体的に回答をいただきたい。また、道道から右折して店舗に来る車の交通量調査は行っているのか。

(事務局)

設置者に確認する。また、交通量調査は届出書の3-4に記載のとおり。

(部会長)

他にいかがか。

先に議論のあった点字ブロックについて担当部署と協議いただくが、この報告を待つために審議を伸ばすことは難しいと考えるが、後日報告いただくことでよろしいか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは協議結果を後日報告いただきたい。

他になれば、答申案に移りたい。

(事務局)
＜答申案読み上げ＞

(部会長)
ただいまの答申案で何か質問等はいかがか。

(委員全員)
＜意見無し＞

(部会長)
点字ブロックの件は、今後も議題にあがってくると思われるのでこれも踏まえた上で、協議いただきたい。

(3) 事務局より次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等
別添のとおり